

令和 7・8 年度松伏町建設工事請負競争入札参加資格者格付要領

(令和 7 年 2 月 7 日町長決裁)

第 1 趣旨

この要領は、松伏町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 8 年松伏町告示第 35 号。以下「規程」という。）第 8 条に基づき格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

第 2 格付方法

格付は、第 4 に定める格付基準に従って業種ごとに行うものとする。

第 3 資格審査数値

資格審査数値は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評点値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協同組合等のうち、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算定方法の特例の適用を希望する者（以下「官公需適格組合」という。）及び経常建設共同企業体については、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

1 官公需適格組合

- (1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と 5 以内の組合員（当該組合の理事又は当該組合の理事若しくは組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）第 2 に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に準じて行う。

- ア 工事の種類別年間平均完成工事高
- イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高
- ウ 自己資本の額
- エ 利益額
- オ 技術職員の数

- (2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と 5 以内の組合員の平成 20 年 1 月 31 日付け国総建第 269 号「経営事項審査の事務取扱いについて」別紙（以下「事務取扱い別紙」という。）「審査の結果を総合評点で表す方法」に定める当該評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した数値）とする。

2 経常建設共同企業体

- (1) 経営規模及び技術力の審査は、各構成員の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

- ア 工事の種類別年間平均完成工事高
- イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高
- ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員の事務取扱い別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

第4 格付基準

1 土木工事業

格付	基 準
A級	経営事項審査の総合評点が920点以上の者
B級	経営事項審査の総合評点が720点以上920点未満である者
C級	経営事項審査の総合評点が640点以上720点未満である者
D級	経営事項審査の総合評点が640点未満である者

2 建築工事業

格付	基 準
A級	経営事項審査の総合評点が950点以上の者
B級	経営事項審査の総合評点が720点以上950点未満である者
C級	経営事項審査の総合評点が620点以上720点未満である者
D級	経営事項審査の総合評点が620点未満である者

3 ほ装工事業

格付	基 準
A級	経営事項審査の総合評点が900点以上の者
B級	経営事項審査の総合評点が750点以上900点未満である者
C級	経営事項審査の総合評点が600点以上750点未満である者
D級	経営事項審査の総合評点が600点未満である者

4 その他の業種（土木工事業、建築工事業及びほ装工事業以外の業種）

格付	基 準
A級	経営事項審査の総合評点が900点以上の者
B級	経営事項審査の総合評点が750点以上900点未満である者
C級	経営事項審査の総合評点が650点以上750点未満である者
D級	経営事項審査の総合評点が650点未満である者

第5 格付の変更

規程第11条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、規程第13条に定める参加資格の再審査の申請をしたとき、又は松伏町競争入札参加者資格審査会の議を経たときは、この限りでない。